

令和2年度の熱中症予防強化月間等について

令和2年6月18日
熱中症関係省庁連絡会議

1. 背景

熱中症対策については、政府において、関係省庁連絡会議を設置し、熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知や地域の実情に応じた対策の推進を図ってきたところである。

関係省庁連絡会議では、熱中症による救急搬送者数が平成22年に急増しその後も毎年4万人前後で推移したことを受け、日中屋外での労働やスポーツの現場での発生のみならず夜間や屋内も含め多様な生活環境下において幅広い年代層で発生している状況に効果的に対応するため、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」（以下「月間」という。）と定め、国民や関係機関への周知等を集中的に行い、熱中症の発生を大幅に減らすことを目的として実施してきた。

さらに、平成30年度、令和元年度については、近年の酷暑を受けて対策より一層推進するために、8月31日まで延長し実施した。

2. 令和2年度の熱中症予防強化月間について

(1) 期間

令和2年7月1日から8月31日とする。

(2) 実施体制

熱中症関係省庁連絡会議を構成する省庁において、地方公共団体等の協力も得て、国民や関係機関への周知等を行うものとする。

(3) 取組事項

- 国及び地方公共団体の関係機関等におけるポスターの掲示等による月間設置の周知
- 月間中を含め関係省庁等が実施する熱中症関連の取組の取りまとめとその周知
- 月間中に関係省庁等が実施する行事において熱中症予防の呼びかけ

3. 令和3年度以降の対応について

近年は気候変動等の影響もあり7月や8月に限らず熱中症が多く発生しており、また、熱中症予防のためには暑くなる前から積極的に呼びかけを行うことが重要であることから、熱中症のリスクが高まる時期に合わせて柔軟に対応した普及啓発を実施する必要がある。具体的な対応については、今後検討を行う。